

視聴覚教材の利用について

1 開所時間

- ・ 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ・ 土曜日 午前 9 時から正午まで

2 休所日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 12 月 29 日から翌年の1月 3 日まで

3 利用できる人(団体)

- ・ 市内の学校、その他の教育機関
- ・ 市内に事務所を有する国及び地方公共団体の機関
- ・ 市内の社会教育関係団体その他公共的団体
- ・ その他教育委員会が適当であると認めるもの

4 借用の手続き

- (1) 利用しようとする日の数日前に直接来所するか、電話かのどちらかで予約してください。
(できるだけ希望に添えるよう調整するため)
- (2) 視聴覚機材・教材を借用する時は、「視聴覚機材・教材等貸出許可申請書兼借用書」を提出してください。
(用紙は学習情報センターで準備します。)その際、印鑑が必要です。
- (3) 16ミリ映写機を借用する時は、鹿児島県教育委員会が交付した16ミリ映写機操作免許証、または、視聴覚教育指導者研修認定証(初級)の認定番号が必要です。

5 返却の手続き

- (1) 視聴覚機材・教材を返却する時は、「視聴覚機材・教材利用報告書」を提出してください。(用紙は学習情報センターで準備します。)
- (2) 視聴覚機材・教材を返却する時は、利用人数と機材・教材の異状の有無を報告し、点検を受けてください。

6 貸出期間

貸出日を含め 3 日以内

7 貸出数量

- ・ 機材一式
- ・ 録画教材(DVD・ビデオ) 3 本以内
- ・ 16ミリ映画フィルム教材 3 本以内

8 お問い合わせ

鹿児島市立学習情報センター

(住所)鹿児島市山下町6番1号 (TEL)099-227-1925 (E-mail) gakujo@keinet.com